

# 東京大学 Beyond AI 研究推進機構内規

令和2年4月30日

総長 裁定

令和3年2月25日一部改正

令和5年2月15日一部改正

## (趣旨)

第1条 この内規は、東京大学 Beyond AI 研究推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

## (目的)

第2条 機構は、世界レベルの研究者を擁した最先端 AI（人工知能）の研究及び他分野との融合研究を推進し、その成果の活用を含む応用研究を実施することにより、AI 研究の発展に寄与するとともに、本学と企業の共同による研究成果の事業化を推進することを通じて、我が国における AI の社会実装に貢献することを目的とする。

## (事業)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) AI の基盤技術研究及び他の学術領域との融合を見据えた基礎研究
- (2) 様々な社会課題・産業課題への AI の活用及び基礎研究で生まれた有力な研究成果を具体化することを目的とした応用研究
- (3) 研究成果の事業化及びそれによる収入を更なる教育研究活動に活用すること等を通じた、大学を中心とするイノベーションエコシステムの構築
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## (組織等)

第4条 機構に、室員として兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員等を置くことができる。

- 2 前項の特任教員の選考は、東京大学総長室総括委員会内規及び東京大学総長室総括委員会教員選考に関する申し合せによるものとする。

## (機構長)

第5条 機構に、機構長を置く。

- 2 機構長は、総長が指名する。
- 3 機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任の場合の任期は、1年とする。

## (副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置くことができる。

2 副機構長は、本学の教授又は室員のうちから機構長が指名する。

3 副機構長の任期は、機構長が定める期間とし再任を妨げない。ただし、その任期の末日は、当該副機構長を指名する機構長の任期の末日以前でなければならない。

4 機構長に事故があったときは、副機構長がその職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、機構長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者に機構長が委嘱する。

(1) 機構に係る部局の長又は部局の長が推薦する当該部局の教員 若干名

(2) その他機構長が必要と認めた本学教員 若干名

5 前各項に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザーリーボード等)

第8条 機構に、機構長の諮問機関としてアドバイザーリーボード及び政策検討委員会を置く。

2 前項のほか、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

3 アドバイザーリーボード、政策検討委員会及び専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 機構に関する事務は、本部協創課及び本部協創企画課が協力して行う。

(補則)

第10条 この内規に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和2年5月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和3年3月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和5年3月1日から実施する。